

屋久島の森林をめぐる歴史過程（年表の見方）

平野悠一郎（東大）

屋久島の森林をめぐる歴史過程は極めて複雑。但し、森林ゾーニングのなされ方に注目すると、幾つかの段階に整理できる。（◎は各時期における論点）

（1）「誰が所有・利用するか」を中心にゾーニングが行われた時期

藩政期からの継続と変化（1868～1879年）

～西南戦争による資料の消失～

- ・ この時期には、藩政期のゾーニングをもとに、旧来の森林利用形態が継続していた可能性が高い。→西南戦争に伴う地租改正事業の遅れ。
- ・ 但し、商人や士族といった島外の個人が屋久島の森林資源を積極的に利用し始めている。

◎大山県令による一連の伐採許可と集落住民の反応に注目！

★ 地租改正事業に伴う森林の官有地化（1879～1889年）

- ・ 1879年：地租改正事業＝第1次官民有区分 →当時の山林面積の約98.7%が官有地化。

◎ 何故、これだけの割合が官有地化されることになったのかに注目！

- ・ 1886年：宮之浦派出所設置 →官林における取締が強化される。

★ 官民有山林境界踏査と国有林下戻行政訴訟（1889～1921年）

- ・ 1889年：官民有山林境界踏査＝第2次官民有区分
→官林規制強化と相俟って、集落住民の生活は困窮。陳情・盗伐が相次ぐ。
（地租改正事業の際は、藩政期の区分を一新して島全土に渡って官有地化がなされたイメージ。しかしこの時期には、従来から集落住民が、日常生活における薪炭材を確保していた地区に対してゾーニングが及んだようだ。）

- ・ 1899年：「国有林土地森林原野下戻法」発布。

→上屋久・下屋久（現：屋久）両村は、相前後して下戻申請を農商務省に提出。しかし、1903年、申請却下。

- ・ 1904年：両村各大字、却下を不当として国有林野下戻請求の行政訴訟を起こす。

→以後16年に渡って訴訟が継続。結果、原告の敗訴。以後、島の大部分が国有林経営の下に置かれることが確定。

◎ 原告側の訴訟代理人の存在に注目！ →浅野総一郎…島外資本による森林資源への注目を示すもの。

★ 屋久島憲法の制定と第1次施業案の実施（1921～1931年）

- ・ 1921年：屋久島国有林経営の大綱（屋久島憲法）→委託（共用）林、部分林が画定。

◎ 結局、一連の訴訟で集落住民が要求したのは、「薪炭材供給のための共有地確保」だったのか？それとも「屋久杉の伐採による利益追求」だったのか？…後者に関しては、島外資本が後押しした可能性も。
→改めて、この過程で、集落住民、原告代理人、農商務省といった各アクターが、どのように絡んでいたのか探る必要あり。

- 国有林施業の本格化 →1923年：第1次施業案が編制。
→その内容は生態面にも配慮したもの。メイボクヤクスギは禁伐。
=背景として、各界に屋久杉を保護すべきという意見が既に存在した。

↓

- 1921年、愛子岳周辺の1,306ha、及び石塚山～国割岳3,107haが学術参考保護林として指定。→屋久島における保護林の起源。

＜…ここで、「誰が所有・利用するか」を目的としたゾーニングは一段落する

(2) 「如何に資源として効率的に利用していくか」を中心にゾーニングが行われた時期

★ 戦争の勃発とその拡大に伴う森林開発 (1931～1945年)

～全般的に資料が少ない～

- 国有林内の伐採施業区や委託林区の拡大 (1931年：第1次検定→準施業制限地の縮小)

→国有林地における木材生産、及び、委託(共用)林等における民力を利用した特殊林産物生産(特に木炭・樟脳等)の増大が見込まれる。

◎ 委託林地の目的が変化!

→新炭材の供給地から、民力を利用した軍需物資の生産地へ。委託林実行組合(木炭)が各集落に相次いで成立。

★ 戦後開拓と木材生産 (1945～1964年)

- 国有林面積の縮小 →戦後開拓への用地確保が恐らくその原因。新植民の増加によって、幾つかの開拓集落が開かれている。

- 委託(共用)林地の面積縮小と、木材生産への役割の転換

→木炭・樟脳生産経営が戦争の終了と共に悪化。委託林実行組合が相次いで解散。それに伴い国有林施業地区にゾーニングし直された?

→そこで、積極的な木材・パルプ材生産へと利用方針を転換。

1961年：屋久島林業・森林開発公社の設立。=共用林地におけるヤクスギ部分林増設。

1963年：屋久島森林開発株式会社の設立。=前岳等の広葉樹林をパルプ材として伐採。

- 国有林における人工林化の拡大 (1961年：屋久島森林開発計画の策定) →普通施業区にあたる第2種林地の面積24,798haのうち、その78%にあたる15,552haを30年以内に伐採して人工林化することが目標とされた。

◎戦後の森林利用の変化を詳しく探る必要!

＜…以下の時期からは、ゾーニングにおいて、この「如何に資源として効率的に利用していくか」という目的が薄れていく

（3）「如何に保護管理を行うか」を中心にゾーニングが行われた時期

★ 国立公園指定と自然保護運動の興隆（1964～1972年）

- ・ 1964年：霧島・屋久国立公園に指定。
- ・ 1960年代後半：自然保護運動の勃興。
→主に奥岳の貴重な森林生態系と屋久杉原生林を、国有林施業による開発から守ろうというもの。
→林野庁：藤村調査団を派遣。結果として保護林の増設、展示林の設置に踏み切る。し
かし、その他の地区の天然林伐採は依然として継続。

★ 自然保護運動の高揚と林業の衰退（1972～1993年）

- ・ 1972年：屋久島を守る会結成。→これに対抗して、屋久島住民の生活を守る会が結成。
＝以後、様々な形で運動を展開し、保護のためのゾーニングに影響を与えていく。
→1975年：花山地区が原生自然環境保全地区に指定。
→1983年：瀬切川流域の保護林指定、国割岳北斜面の国立公園第1種特別地域編入。
- ・ 島内外の屋久杉保護意識の高まり
→1982年：屋久杉の成木伐採停止が決定。
→1986年：屋久杉土埋木対策協議会の結成、土埋木島外持ち出し禁止運動の展開。
- ◎ 自然保護運動及びそれをめぐる動向に今一度焦点を当てる必要！
→森林をめぐって複雑化した利害関係を明らかにする上で、大きな鍵を握る。
- ◎ 両町議会の動きに注目！
→上屋久と屋久の温度差等、やはり森林をめぐる人間関係を理解する上で鍵を握る。
・ 逆に、国有林を中心とした屋久島の林業経営はこの時期衰退の一途を辿る。
→全国規模での林業衰退に連動。
→保護運動や環境意識の高まりを受けて、公益的機能を重視したゾーニングを進める。
＝保安林の指定増加（土面川土砂災害等の影響？）、森林生態系保護地域（1991年）の指定等。

★ 世界自然遺産登録とその後（1993年～現在）

- ・ 1993年：奥岳を中心に世界自然遺産に登録。森林観光地としての外部からの注目が高まる。

→その素晴らしさばかりが強調され、歴史的な森林をめぐる複雑な関わりが、見えづらくなる傾向に。

* 今後の課題：歴史的な森林をめぐる人間関係の複雑さをどう解きほぐしていくか。

- それぞれの時期において、森林をめぐる人間関係を映し出すと思われる個別事例に対する分析を進めていく必要性。（→◎の論点を参照。）
- かなり流動化している個別のゾーニングの過程を一つ一つ追っていく必要性。
- その際における幾つかの分析視角
 1. 内一島外
 2. 森林をめぐる立場・利害関係の整理